

下水道マンホール蓋特記仕様書

鳴門市 都市建設部 下水道課

＜特記仕様書の摘要＞

1. 本工事のマンホール蓋の施工にあたっては、鳴門市の「下水道マンホール蓋特記仕様書」に基づき実施しなければならない。

＜摘要範囲＞

2. この仕様書は、鳴門市が使用するグラウンドマンホールφ600について規定する。
なお、この仕様書の規定する範囲はT-25およびT-14の2種類とする。

＜品質基準＞

3. マンホール蓋の品質・構造・材質面において日本下水道協会規格(JSWS G-4)の基準を満たしていること。
 - 1) 蓋の材質はJIS G 5502に準拠するものとし、その基準値を満たしていること。
 - 2) 蓋と受け枠の接触面は全周に機械加工にて勾配をつけ、双方にがたつきを防止出来る構造であること。
 - 3) 蓋の規格は、次世代型マンホールとし、公的機関による品質証明、または建設技術審査証明書を受けているものとする。

＜材料承諾＞

4. 本工事にてマンホール蓋を使用する場合は、事前に現場代理人等より使用材料承諾願を提出し、監督員の承諾を得ること。

＜施工＞

5. 調整部については施工時にアンカーボルトの締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造とする。

＜構造＞

6. 鉄蓋は蓋と受枠が蓋裏取付け方法のちょうつがいにより接続され、その上部より雨水及び土砂の流入を防止できる構造とすること。
 - 1) 維持管理が簡単となるよう取付けおよび離脱が容易なものであること。
 - 2) 湿潤時にもアスファルトと同程度の滑りにくさを有すること。
 - 3) 蓋の開閉については、専用工具でのみ開閉のできる構造であること。
 - 4) マンホール内の流水による内圧に対して浮上を防止する構造であること。
 - 5) 開口時および蓋浮上時の事故防止のためロック機能を有する転落防止装置を有すること。

＜表示＞

7. 製品には蓋裏面に製造業者の責任として蓋裏面に製造業者マーク又は略号、材質記号、製造年(西暦下2桁)を鋳出しなければならない。

＜デザイン＞

8. 蓋の上面は鳴門市指定のデザインとする。